

# 求職者支援制度の概要

## 求職者支援制度の趣旨目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
  - ・訓練を受講する機会を確保するとともに、
  - ・一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
  - ・ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援
- ⇒ 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、HWへの来所義務付け
- ⇒ 雇用保険と生活保護の間をつなぐ新たなセーフティーネット  
(第二のセーフティーネット)

## 主な対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者  
具体的には、
  - ・雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
  - ・雇用保険の適用がなかった者
  - ・学卒未就職者、自営廃業者 等

## 職業訓練受講給付金

- 支給額
  - ・給付金支給単位期間ごとに10万円  
ただし、給付金支給単位期間の日数が28日未満の場合については、  
 $3,580円 \times \text{支給単位期間内の日数}$
  - ・あわせて交通費(実費)を支給  
ただし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路及び方法による運賃の額(上限額:42,500円)
- 受給できる日数
  - ・12(1年相当)(必要な場合は24(2年相当))の給付金支給単位期間について支給
  - ・直前に給付金を受給した訓練の最初の支給単位期間の初日から6年を経過しない場合は不支給

## 訓練の種類

### ○基礎コース

基礎的能力を習得する訓練 3～6ヶ月訓練

### ○実践コース

基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する訓練 3～6ヶ月訓練

## 訓練の認定

○平成23年度下半期には、全国で126,000人(うち東京は14,400人)が受講できるよう157,500人分(うち東京は18,000人分)の定員を認定。

(これを上回る申請があった場合は、就職実績が高いものから認定)

- ・基礎コース 31,500人(うち東京は1,800人)
- ・実践コース 126,000人(うち東京は16,200人)

○求職者支援訓練の質の向上を図るため、就職実績が一定の水準以下の場合には認定しない。

このため、次の要件を設定

### ＜新設した要件の例＞

- ・求職者支援訓練を認定申請する前1年間に於いて同等の訓練を実施した実績
- ・就職支援責任者の配置する必要があること
- ・習得状況を毎月及び修了時に評価し、修了評価を記載したジョブカードを交付すること。
- ・求職者支援訓練修了後の受講者の就職実績が著しく悪くないこと。

### ＜強化した要件の例＞

- ・講師について「担当科目の内容を指導した十分な経験を有すること」を追加。

## 訓練実施機関に対する奨励金

○基礎コース:受講者数に応じた定額制 6万円/人月

○実践コース:就職実績に応じた支払制度

訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した(雇用保険の被保険者となった者)が、

- ・55%以上の訓練 7万円/人月
- ・40%以上55%未満の訓練 6万円/人月
- ・40%未満の訓練 5万円/人月

# 求職者支援制度の取扱状況について

23.11.29 職業安定部求職者支援課

## 1 求職者支援制度とは

(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律：23.10.1 施行)

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度

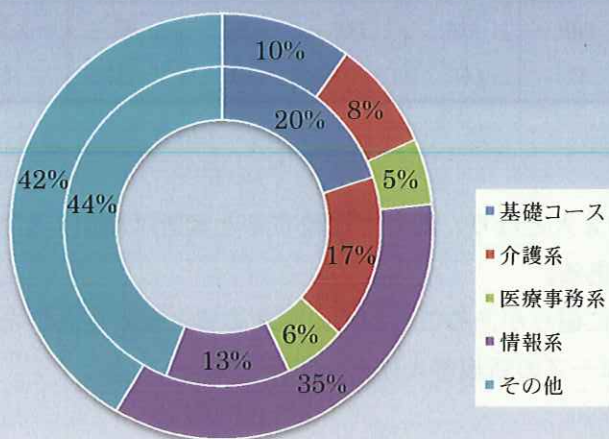
- 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を受講できる(受講料無料、テキスト代は自己負担)
- 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行う
- 収入、資産など一定要件を満たす方に、訓練期間中「職業受講給付金」を支給する

## 2 「求職者支援訓練」の実施計画

(平成23年10月1日から平成24年3月31日まで：分野別認定規模数)

|           | 基礎コース  | 実践コース         |        |             |                  |               |      |                     |             | 合計<br>(人) |
|-----------|--------|---------------|--------|-------------|------------------|---------------|------|---------------------|-------------|-----------|
|           |        | 介護系<br>(福祉)   | 医療事務系  | 情報系<br>(IT) | 営業、販売、事務、貿易      | 電気・機械・金属・建設機械 | 理容美容 | 旅行観光・クリエイティブ・デザイン分野 | その他(農業・エコ等) |           |
|           |        | 〈成長が見込まれる3分野〉 |        |             | 〈その他、成長が見込まれる分野〉 |               |      |                     |             |           |
| 全国        | 31,500 | 26,250        | 10,000 | 20,000      | 69,750           |               |      |                     |             | 157,500   |
| 東京都       | 1,800  | 1,500         | 900    | 6,300       | 4,100            | 1,100         | 500  | 900                 | 900         | 18,000    |
| 東京都が占める割合 | 5.7%   | 5.7%          | 9.0%   | 31.5%       | 10.8%            |               |      |                     |             | 11.4%     |

全国と東京都の分野別割合  
(内側:全国、外側:東京都)



○平成23年度(6カ月間)の訓練認定計画数は、全国で157,500人、うち東京都は11.4%の18,000件となっている。

(上記の80%の受講数を見込んでいる)

○東京都の分野別の割合は、情報系が東京都全体の35%を占めているのが大きな特徴である。

○東京都の実施計画では、このほか、23区と多摩地区を分けて計画している。

### 3 東京都のコース別（分野別）の認定状況

（訓練実施機関からの申請受理、認定等は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が行っている）

|         | 基礎<br>コース   | 実践コース       |             |             |                  |                    |                  |           |             | 合計<br>(人)     |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|--------------------|------------------|-----------|-------------|---------------|
|         |             | 福祉          | 医療<br>事務    | I T         | 営業・<br>販売・<br>事務 | 旅行観<br>光・クリ<br>エート | 電気・<br>機械・<br>金属 | 理容<br>美容  | その他         |               |
| H23.10月 | 108<br>(30) | 120<br>(30) | 60<br>(0)   | 313<br>(0)  | 238<br>(28)      | 20<br>(0)          | 56<br>(0)        | 20<br>(0) | 85<br>(30)  | 1020<br>(118) |
| 11月     | 315<br>(60) | 240<br>(30) | 156<br>(28) | 345<br>(0)  | 504<br>(150)     | 120<br>(0)         | 183<br>(30)      | 26<br>(0) | 98<br>(0)   | 1987<br>(298) |
| 12月     | 306<br>(60) | 240<br>(30) | 129<br>(15) | 927<br>(36) | 692<br>(150)     | 144<br>(26)        | 175<br>(15)      | 52<br>(0) | 140<br>(20) | 2805<br>(352) |

（ ）内は、多摩地区の数で内数

- 11月開講コースは、定員1,987人、74コースが認定されたが、うち70コースが開講。
- 12月開講コースの認定数は順調に増加し、定員2,805人、110コースとなった。
- 1月開講コースの認定数は、定員2,944人、110コースとなっている。

### 4 受講申込（あっせん）状況

|         | 基礎<br>コース    | 実践コース        |              |              |                  |                    |                  |            |            | 合計<br>(人)        |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------|--------------------|------------------|------------|------------|------------------|
|         |              | 福祉           | 医療<br>事務     | I T          | 営業・<br>販売・<br>事務 | 旅行観<br>光・クリ<br>エート | 電気・<br>機械・<br>金属 | 理容<br>美容   | その他        |                  |
| H23.10月 | 78<br>(48)   | 95<br>(60)   | 33<br>(15)   | 174<br>(97)  | 82<br>(60)       | 23<br>(18)         | 18<br>(15)       | 32<br>(17) | 27<br>(19) | 562<br>(349)     |
| 11月     | 423<br>(233) | 261<br>(187) | 137<br>(111) | 381<br>(242) | 320<br>(246)     | 125<br>(94)        | 117<br>(89)      | 67<br>(26) | 72<br>(48) | 1,903<br>(1,276) |
| 12月     | 387<br>( )   | 242<br>( )   | 143<br>( )   | 559<br>( )   | 398<br>( )       | 116<br>( )         | 112<br>( )       | 82<br>( )  | 63<br>( )  | 2,102<br>( )     |

（ ）内は、合格者で内数

- 12月開講コースへの受講申込みは2,102人となり、前月と比較すると実数は増加したものの応募倍率は0.75倍に止まったところである。
- 訓練コースや訓練実施地域により受講申込数に偏りがあることから、訓練実施計画の見直しを11/1付けで行ったところである。（実践コースの新規参入枠を5%⇒10%）

(求職者の方へ)

## — 雇用保険を受給できない求職者の方へ —

これまでの「緊急人材育成支援事業(基金訓練)」が終了します

## 平成 23 年 10 月から「求職者支援制度」がスタート

## 「求職者支援制度」とは

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です(平成 23 年 10 月 1 日以降に開講する訓練の受講者が対象)。

- 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を受講できます。

※ 原則として、受講料は無料、テキスト代などは自己負担になります。

- 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。
- 収入、資産などの一定要件を満たす方に、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します。

## 支援対象者(=特定求職者)

求職者支援制度の対象者は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- 1 ハローワークに求職の申込みをしていること
- 2 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと
- 3 労働の意思と能力があること
- 4 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと

例えば、

- ・雇用保険に加入できなかった方
  - ・雇用保険を受給中に再就職できないまま支給終了した方
  - ・雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方
  - ・自営業を廃業した方、学卒未就職者の方 など
- \* 在職中(週所定労働時間が 20 時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方、老齢年金の受給者の方などは、原則として特定求職者に該当しません。
- \* 特定求職者であるだけでは職業訓練受講給付金は支給されません(別途、職業訓練受講給付金の支給要件を満たす必要があります)。

## 「求職者支援訓練」とは

雇用保険を受給できない求職者の方などを対象として、民間訓練機関が厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」があります。

- 訓練実施機関は、ハローワークと連携して就職支援を行います。
- 訓練期間は、1 コース 3 カ月から 6 カ月です。
- 開講予定の具体的なコース情報は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jeed.or.jp/js/kyushoku/shien.html#02>

## 「職業訓練受講給付金」については次のページへ



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL230922 派企 01

## 職業訓練受講給付金について

特定求職者の方が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給します。

### ◆支給要件（以下の全てを満たす方が対象）

- 1 本人収入が月8万円以下（※1）
- 2 世帯全体の収入が月25万円（年300万円）以下（※1、2）
- 3 世帯全体の金融資産が300万円以下（※2）
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 **全ての訓練実施日に出席する方**（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席）
- 6 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない（※2）
- 7 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

（※1）ここで言う「収入」とは、賃金等の稼得収入の他、年金その他全般的収入を指します（一部算定対象外の収入もありますので、詳細はハローワークにお尋ねください）。

（※2）ここで言う「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。

- \* 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し、職業相談を受けることが必要です。
- \* 既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過していることが必要です（連続受講の場合を除く）。

### ◆支給額

- 職業訓練受講手当 **月額 10 万円**
- 通所手当 **職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）**
  - \* 最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃等の額となります。
  - \* 支給申請の対象となる訓練期間（給付金支給単位期間における日数）が28日未満の場合は、支給額を別途算定します。

#### ご注意ください！

求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）ハローワークの就職支援（訓練終了後の就職支援を含む）を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となります。

#### （参考）

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（平成23年法律第47号）第13条第2項において、「前条第1項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない」と定められています。

### 求職者支援資金融資のご案内

- 職業訓練受講給付金を受給できる方で、この給付金だけでは生活費が不足する場合には、希望に応じて、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。
- 貸付の上限額は、同居配偶者等（※）がいる方は月10万円、それ以外の方は月5万円です。  
（※）同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。
- \* 融資に当たっては、労働金庫の審査があります。
- \* 原則として未成年者の方は利用できません。また、最終返済時年齢は65歳です。
- \* 欠席（やむを得ない理由を除く）の繰り返し、就職支援拒否、不正受給処分などにより職業訓練受講給付金の支給が停止された場合は、直ちに債務残高を一括返済しなければなりません。
- 就職を理由とする返済の免除措置はありませんのでご注意ください。
- 詳しくはハローワークにお問い合わせください。

## 求職者支援制度の手続きについて

訓練の受講申込みや職業訓練受講給付金の手続きは、原則として住所を管轄するハローワークで行います。

\* ハローワークの所在地は、厚生労働省ホームページでご案内しています。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

### ■ 手続きの流れ(例) ■

求職者支援制度に関する手続きは、訓練受講に関する手続き（○）と、職業訓練受講給付金に関する手続き（★）の2つの流れがあります。職業訓練受講給付金の手続きは、原則として1回のみ行う「事前審査」と月ごとに行う「支給申請」に分かれています（どちらが欠けても職業訓練受講給付金を受給できません）。

#### 1 求職申込み・制度説明

○ ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の説明を受けてください。

★ 職業訓練受講給付金の受給希望がある方は、職業相談時にお申し出ください。

#### 2 訓練コースの選択

○ ハローワークで職業相談を受けつつ、適切な訓練コースを選び、受講申込書などの必要書類を受け取ってください。

★ 事前審査に関する説明を受け、必要書類を受け取ってください。

・再就職のために訓練が必要ではないとハローワークが判断した場合は、希望した訓練の受講申込みができないことがあります。

#### 3 訓練の受講申込み

○ ハローワークの窓口で、受講申込みの手続きを行ってください。

○ その後ご自身で、ハローワークで受付印を押印した受講申込書を訓練実施機関に提出してください。

★ 訓練の受講申込みと同時に、必要な添付書類を添えて事前審査の申請を行ってください（後日、事前審査を申請することもできます）。

・就職活動の状況などをお聞きして、受講の必要性の高さを判定します。

・事前審査の申請に当たっては、本人確認書類の他、ハローワークから交付された各種様式、所定の添付書類が必要です（→次ページ※1）

・事前審査の結果、要件を満たさなければ職業訓練受講給付金は支給されませんが、後日、要件を満たすこととなった場合は、所定の手続き（再度の事前審査、支給申請を含む）を経て支給可能となる場合があります（詳細はハローワークにお尋ねください）。

・事前審査の詳細はハローワークでご案内しています。

#### 4 訓練実施機関による選考

○ 訓練実施機関による選考（面接・筆記など）を受けてください。

#### 5 就職支援計画の作成（支援指示）

○ 訓練実施機関から可否通知がご自宅宛てに届きます。「合格」の通知が届いたら、訓練開始日前日までにハローワークに来所し、「就職支援計画」の交付を受けてください（これを「支援指示」と言います）。

★ 4の選考に合格した方は、ハローワークから事前審査の結果通知（該当または非該当）がご自宅宛てに届きます（選考に不合格の方には事前審査の結果は送付されません）。ハローワークで訓練受講中の支給申請に関する説明を受け、支給申請の必要書類を受け取ってください。

・この「支援指示」を受けなければ訓練を受講することはできません。また、職業訓練受講給付金を受給することもできません。

・ハローワークによっては、支援指示を行う日時をあらかじめ指定する場合があります。

#### 6 訓練の受講開始

○ 訓練受講中から訓練終了後3カ月間は、原則として月に1回、ハローワークが指定する日（指定来所日）にハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けてください。

★ 指定来所日に職業相談を受けた後、支給申請を行ってください。

・指定来所日以外の日には支給申請を行うことができません。ただし、ハローワークが定める一定の理由に該当する場合は、指定来所日を変更することができます（証明書類が必要です）（→次ページ※3）。

・支給申請に当たっては、所定の申請書類が必要です（→次ページ※2）。

・訓練実施機関が支給申請書の所定欄に記載する受講証明により訓練の出席状況と、その他の支給要件を満たしていることを確認した上で、事後的に支給・不支給決定を行います。

・訓練を1回でも欠席（遅刻・早退を含む）すると職業訓練受講給付金が支給されません（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席）（→次ページ※3）。

・指定来所日にハローワークに来所しないことは、就職支援拒否の典型です。1回でも就職支援拒否を行うと、以後、職業訓練受講給付金は支給されません。

## ※1 職業訓練受講給付金の事前審査に必要な書類

### ① 本人確認書類(原本)

- 以下のうちいずれか1点:  
運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード(氏名、住所、生年月日の記載のあるもの)、旅券、外国人登録証明書、その他顔写真が貼付されている官公庁発行の書類など(氏名、住所、生年月日の記載のあるもの)
- 上記をお持ちでない方は、以下のうちいずれか2点:  
各種健康保険証、国民年金手帳、顔写真無しの住民基本台帳カード(氏名、住所、生年月日の記載のあるもの)、母子健康手帳、罹災証明書、公共料金の領収書(住所の記載のあるもの)

### ② ハローワークから交付された各種様式(窓口にて手交します)

受講申込書、受講申込・事前審査書(安定所提出用)、職業訓練受講給付金要件申告書、職業訓練受講給付金通所届

### ③ 所定の添付書類(同居配偶者等の預貯金通帳を除き原本。詳細はハローワークにお尋ねください)

- 直近3カ月以内に交付された住民票謄本の写しまたは住民票記載事項証明書(世帯の構成および続柄が記載されたもの)
- 事前審査申請日の前月に得た本人収入を証明する書類(賃金明細書 など)
- 事前審査申請日の前年における申請者本人および全ての同居配偶者等の収入を証明する書類(源泉徴収票、市区町村が交付する所得証明書(額面が記載されたもの) など)
- 申請者本人または同居配偶者等が保有する事前審査申請日の残高が50万円以上である全ての預貯金通帳または残高証明(直近1カ月以内に交付されたもの)
- 給付金の振込先となる通帳
- その他、ハローワークが求める書類

## ※2 支給申請に必要な書類

### ① ハローワークから交付された各種様式

職業訓練受講給付金支給申請書(訓練実施機関による受講証明を受けたもの。受講証明がない場合は無効)、就職支援計画書、給付金支給状況(支給記録)(予め交付を受けていない場合は不要)、事前審査通知書(初回支給申請時のみ)

### ② やむを得ない理由で訓練を欠席(遅刻・早退を含む)した場合はその理由を証明する書類(※3もご参照ください。詳細はハローワークにお尋ねください)

## ※3 訓練の欠席、指定来所日の変更におけるやむを得ない理由

- ハローワークが定める「やむを得ない理由」以外の理由で訓練を1回でも欠席(遅刻・早退を含む)すると、その月(給付金支給単位期間)の職業訓練受講給付金は支給されません(指定来所日に来所がない場合は、以後職業訓練受講給付金は支給されません)。
- 必要な証明書類の提出がなければ「やむを得ない理由」として認められません。
- やむを得ない理由に該当するかどうか、必要な証明書類など不明な点についてはハローワークにお尋ねください。

### ◎ やむを得ない欠席理由【証明書類】の例

- 本人の疾病または負傷のため【次のうちいずれか1点 ①医師または担当医療機関の証明書 ②医療機関または調剤薬局の領収書 ③処方箋(写しで可)】
- 親族(6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族)の看護のため【同上】
- 求人者との面接や就職セミナーなどの受講のため【面接事業主の証明書、セミナー参加証 など】
- 列車遅延、交通事故、天災その他やむを得ない理由のため【遅延証明書、事故証明書 など】

## ハローワークへのご相談はお早めに！

訓練コースの選定や職業訓練受講給付金の手続きに当たっては、一定の期間を要します。

詳しくは住所地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省ホームページの求職者支援制度ページもご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>)

## 円高の影響を受けた事業主に対する 雇用調整助成金の特例を設けました

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当などの事業主負担相当額の一定割合を助成する制度です。

### 【支給要件】（現行）

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 経済上の理由により、最近3か月の生産量、売上高などがその直前の3か月または前年同期と比べ、原則として5%以上減少していること
- 休業等を実施する場合、事前に都道府県労働局またはハローワークに計画の届け出をすること

## 円高の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の特例

円高の影響を受けた事業主で、雇用調整助成金を利用する対象期間の初日が平成23年10月7日以降である事業主の方を対象に、次の特例を設けました。

### 特例

- ① 生産量等の確認期間を、最近3か月ではなく最近1か月に短縮。
- ② 最近1か月の生産量等がその直前の1か月又は前年同期と比べ、原則として5%以上減少する見込みである事業所も対象とする。  
(ただし、支給決定の際に実際に減少していなかった場合は、支給対象外となります)

## 雇用調整助成金の支給額

◆ 雇用調整助成金は、事業主が休業手当などを労働者に支払った場合、それに相当する額に以下の助成率を乗じて支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、さらに高率（カッコ内）の助成となります。

- 大企業 : 助成率 2/3 ( 3/4 )
- 中小企業 : 助成率 4/5 ( 9/10 )

※ 大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,890円が上限となります。

※ 中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金といいます。

◆ また、教育訓練を実施した場合は、訓練費として1人1日あたり以下の金額を加算します。

- 大企業 : 2,000円又は4,000円
- 中小企業 : 3,000円又は6,000円

※ 教育訓練の実施方法、内容などにより異なります。



## 労働時間設定改善コンサルタント活用のご案内

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を目指して、  
労働時間設定改善コンサルタントが労働時間全般の相談に無料で応じます。

東京労働局では、平成18年4月1日施行の「労働時間等設定改善法」に基づき、労働時間課に労働時間設定改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）を配置しています。コンサルタントは、専門的な知識及び豊富な経験を有する社会保険労務士から任用され、労働時間の見直し等に係る相談の対応や助言を行っています。

～コンサルタントにお尋ねください～

- ・ 社員の健康管理のため、恒常的に長い残業時間を削減したい。
- ・ 労働時間管理の具体的方法や変形労働時間制について知りたい。
- ・ 年次有給休暇の取得率を上げるため、計画的に付与したい。
- ・ 労働時間や休日、休暇等の全般について相談したい。 など

電話による相談対応のほか、ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問しアドバイスや資料提供を無料で行います。

ぜひ、この機会にコンサルタントを活用し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組んでいただきますようご案内申し上げます。

コンサルタントの個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合は、裏面の個別訪問申込書をFAXまたは郵送にて下記申込先に送付してください。また、不明な点につきましては、下記申込先にお問い合わせください。

★申込先：東京労働局労働基準部労働時間課

〒102-8306

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13F

電話 / 03-3512-1613

FAX / 03-3512-1557

# 個別訪問申込書

(申込日) 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

東京労働局 労働時間課 宛

(FAX : 03-3512-1557)

労働時間設定改善コンサルタントの個別訪問指導を申し込みます。

|            |                                                                                                                                                         |       |   |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---|
| 会社名        |                                                                                                                                                         |       |   |
| 所在地        |                                                                                                                                                         |       |   |
| 電 話        |                                                                                                                                                         | F A X |   |
| 担当者<br>職氏名 | (職名)                                                                                                                                                    | (氏名)  |   |
| 事 業<br>内 容 |                                                                                                                                                         | 労働者数  | 人 |
| 相 談<br>事 項 | <input type="checkbox"/> 労働時間制度 ( )<br><input type="checkbox"/> 所定外労働の削減 ( )<br><input type="checkbox"/> 年次有給休暇 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |       |   |

【個別訪問希望日時】(日程調整の都合上、申込日から1週間以上開けて下さい。)

第一希望 : 平成\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_時頃

第二希望 : 平成\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_時頃

第三希望 : 平成\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_時頃

働く人の暮らしを  
守る制度です。

# 東京都 最低賃金

が改定されました。

# 837

時間額

# 円

[発効日] 平成23年10月1日

※特定の産業には特定(産業別)  
最低賃金が定められています。



## 必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき  
国が賃金の最低額を定め、使用者は、その  
最低賃金額以上の賃金を支払わなければ  
ならないとする制度です。

ウェブで最低賃金が  
チェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省  
ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する  
特設サイトアドレス

<http://www.saiteichingin.info/>





# 最低賃金額 以上の賃金が 支払われていますか？ お確かめください。

最低賃金制度は、  
すべての労働者の賃金の  
最低限を保障する  
セーフティネットです。

具体的な金額など詳しくは厚生労働省の  
ホームページをご覧ください。



Q

最低賃金制度とは何ですか？



最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と、「特定(産業別)最低賃金」があります。

Q

最低賃金の対象となる賃金には  
どんなものがありますか？



最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われる賃金に限られます。具体的には、支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

Q

最低賃金額より低い賃金を、  
労働者、使用者双方合意の上で  
定めた場合はどうなりますか？



最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q

最低賃金額以上となっているかを  
どのように確認するのですか？



支払われる賃金のうち、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合  
時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- ② 日給の場合  
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)  
(ただし、日額が定められている特定(産業別)  
最低賃金が適用される場合には、  
日給 $\geq$ 最低賃金額(日額)となります。)
- ③ 月給の場合  
月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- ④ 上記①、②、③の組み合わせの場合  
例えば、基本給が日給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。



厚生労働省

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

# 東京都最低賃金総合相談支援センター

最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談について、それぞれの専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を設置しました。



最低賃金引上げへの対応方法には業務の見直し、能力開発、省力化等による生産性の向上や、販路拡大、新商品開発等による利益拡大、仕入れの見直し等によるコスト削減など、各企業での対処の仕方は様々です。

そして、このような経営面での課題のほか、従業員の能力向上、要員確保、労働時間制度や賃金体系の見直し、就業規則の改正など、労働面での課題もあります。

東京都最低賃金総合相談支援センターは、経営面と労働面の両面から検討が必要な課題にもワン・ストップで対応できる相談窓口です。

また、相談のみでなく、専門家を無料で各企業へ派遣し、個別にコンサルティングもいたします。

東京都最低賃金総合相談支援センターは、厚生労働省東京労働局の委託事業ですので、ご利用はすべて無料 相談内容、企業・個人情報などは厳守 安心してご相談いただけます。

平成23年度

電話 **03-3543-6326**

所在地：東京都中央区銀座3-10-7 銀座東和ビル9階 ヒューマンテック経営研究所 内  
開設日：平日（土日祝日・年末年始（12月29日～1月4日）を除く毎日）  
時 間：午前9時30分～午後5時30分

# 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業(厚生労働省)を紹介します

最低賃金制度は賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図る重要な役割を果たしています。

最低賃金の引上げに関する政労使合意(平成22年6月3日第4回雇用戦略対話)を踏まえ、雇用戦略・基本方針2011(平成22年12月15日第6回雇用戦略対話)には「最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う」ことが盛り込まれました。

賃金の引上げのためには、経営面での様々な工夫や、従業員の労働条件、賃金制度、労働時間制度等の見直しが必要となります。

こうした課題に対応するため厚生労働省では中小企業支援策として次の3つの事業を実施しています。

## 最低賃金引上げに向けた中小企業相談支援事業

### 全国的支援

生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等についてワン・ストップで対応する相談窓口を全国に整備するものです。

東京都内の相談窓口は→東京都最低賃金総合相談支援センター

表面の案内を

## 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業種別中小企業団体助成金)

### 業種別支援

最低賃金引上げの影響が大きい業種の賃金底上げのための取組を支援するため、全国規模の業界団体による接客研修や共同購入などのコスト削減の実験的取組などへの助成を行うものです。

## 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

### 地域別支援

最低賃金の大幅な引上げが必要な地域(地域別最低賃金額が700円以下の道県)の賃金水準の底上げを支援するため、事業場の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して、業務改善に係る経費の1/2を助成するものです。

| 支給の要件は          | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業場内で最も低い時間給等を4年以内に800円以上とする計画を作成し、申請した年度に40円以上の賃金引上げを実施してください。</li><li>・労働能率の増進に資する省力化設備・機器の導入や研修、賃金制度の見直し、就業規則の改正などの業務改善の計画を労働者の意見を聴いて作成し、実施、費用を支払ってください。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |  |    |              |                 |            |          |        |     |          |        |       |              |        |     |              |       |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--|----|--------------|-----------------|------------|----------|--------|-----|----------|--------|-------|--------------|--------|-----|--------------|-------|
| 申請先は            | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業場を管轄する労働局（賃金課室）に対し、事前に「事業実施計画書」等を添付した交付申請書を提出してください。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |  |    |              |                 |            |          |        |     |          |        |       |              |        |     |              |       |
| 支給額は            | <ul style="list-style-type: none"><li>・上記の計画に基づいた賃金改善及び業務改善実施後に、業務改善の経費の2分の1（上限100万円、下限5万円）を助成します。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |  |    |              |                 |            |          |        |     |          |        |       |              |        |     |              |       |
| 支給対象となる<br>事業主は | <ul style="list-style-type: none"><li>・平成23年4月1日現在の地域別最低賃金額が700円以下の34道県内に事業場を置き、次の表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれか一方の要件を満たす事業主であることです。</li></ul> <table><tr><th>業種</th><th>資本金の額又は出資の総額</th><th>常時使用する企業全体の労働者数</th></tr><tr><td>一般産業（下記以外）</td><td>3億円以下の法人</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下の法人</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5,000万円以下の法人</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5,000万円以下の法人</td><td>50人以下</td></tr></table> |                 |  | 業種 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する企業全体の労働者数 | 一般産業（下記以外） | 3億円以下の法人 | 300人以下 | 卸売業 | 1億円以下の法人 | 100人以下 | サービス業 | 5,000万円以下の法人 | 100人以下 | 小売業 | 5,000万円以下の法人 | 50人以下 |
| 業種              | 資本金の額又は出資の総額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 常時使用する企業全体の労働者数 |  |    |              |                 |            |          |        |     |          |        |       |              |        |     |              |       |
| 一般産業（下記以外）      | 3億円以下の法人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 300人以下          |  |    |              |                 |            |          |        |     |          |        |       |              |        |     |              |       |
| 卸売業             | 1億円以下の法人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 100人以下          |  |    |              |                 |            |          |        |     |          |        |       |              |        |     |              |       |
| サービス業           | 5,000万円以下の法人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 100人以下          |  |    |              |                 |            |          |        |     |          |        |       |              |        |     |              |       |
| 小売業             | 5,000万円以下の法人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 50人以下           |  |    |              |                 |            |          |        |     |          |        |       |              |        |     |              |       |